

指定通所介護事業・介護予防通所事業

第二南陽園在宅サービスセンター運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人浴風会が開設する第二南陽園在宅サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「通所事業」という。）及び介護予防通所事業（以下「予防通所事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、通所事業は、要介護状態にある高齢者に対し、また予防通所事業は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態または要支援状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および介護、その他必要な援助を行う。また、日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の向上を目指す。

2 事業の実施にあたっては、関係区市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 第二南陽園在宅サービスセンター
- 2 所在地 東京都杉並区高井戸西1-12-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数 〔別紙のとおり〕 及び職務内容は次の

とおりとする。

1 管理者

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 生活相談員

生活相談員は、指定通所介護の利用申込みにかかる調整、通所介護計画の作成等を行うと共に介護予防通所事業においては、地域包括支援センターとの調整及びケアプランに基づき個別サービス計画の作成を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

3 介護職員

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や支援、通所介護計画及び個別サービス計画の作成・実施、その他必要な業務の提供にあたる。

4 看護職員

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握して健康管理を行う。また、日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

5 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導・助言を行う。

特に、利用者の個別機能訓練計画を作成すると共に、介護・看護職員と連携を図り実施する。

6 調理員

7 運転手

8 事務職員

事務職員は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

(利用定員)

第 6 条 事業所の 1 日の利用者の定員は、次のとおりとする。

併設型通所介護・予防通所事業 40 人

サービス提供時間帯 午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分

(指定通所介護の提供方法、内容等)

第 7 条 指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等が作成したサービス計画に基づいてサービスを行なうものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であっても利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア 排泄の介助

イ 移動、移乗の介助

ウ その他必要な身体の介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア 衣類着脱の介護

イ 身体の清拭、整髪、洗身

ウ その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

ア 食事の準備、配膳下膳の介助

イ 食事摂取の介助

ウ 口腔機能改善管理指導計画に基づく口腔機能サービス

エ その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

個別機能訓練計画に基づき、体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

5 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

ア レクリエーション

イ 音楽活動

ウ 制作活動

エ 行事的活動

オ 体操

カ 養護

6 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行なう。

ア 移動、移乗動作の介助

イ 送迎

7 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行なう。

ア 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言

イ 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言

ウ 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言

エ その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(予防通所事業の提供方法、内容等)

第8条 予防通所事業の内容は、指定介護予防支援事業者が作成したサービス計画に基づいてサービスを行なうものとし、次に掲げるサービスを提供する。

1 身体支援に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア 排泄の支援
- イ 移動、移乗の支援
- ウ その他必要な身体の支援

2 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

- ア 食事の準備、配膳下膳の支援
- イ 食事摂取の支援
- ウ 口腔機能改善管理指導計画に基づく口腔機能サービス
- エ その他必要な食事の介助

3 運動器機能向上に関すること

介護予防としての機能訓練を実施する。

- ア 自立を目的として自己選択した制作活動
- イ マシンを使ったトレーニング
- ウ その他
 - ① レクリエーション
 - ② 音楽活動
 - ③ 行事的活動
 - ④ 体操

4 送迎に関すること

送迎を必要としている利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な支援を行う。

- ア 移動、移乗動作の介助
- イ 送迎

5 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

- ア 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言
- イ 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言
- ウ 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言

エ その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第9条 指定通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(指定介護予防支援事業者との連携等)

第10条 予防通所事業の提供にあたっては、利用者にかかる指定介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定介護予防支援事業者に連絡するとともに綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく予防通所事業の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して予防通所事業の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定介護予防支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所介護計画の作成等)

第11条 指定通所介護及び予防通所事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。またすでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画及び個別サービス計画を作成する。

- 2 通所介護計画及び個別サービス計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に

対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

- 3 利用者に対し、通所介護計画及び個別サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なう。

(サービスの提供記録の記載)

第 12 条 通所介護従事者は、指定通所介護及び予防通所事業を提供した際には、その提供日・内容、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護及び予防通所事業の利用料等及び支払いの方法)

第 13 条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、通所サービスにかかる費用として【契約書別紙】記載の利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額と食事負担額及び活動材料費の合計額とする。

- 2 第 14 条の通常の事業実施地域を超えて行われる送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を超えて通所介護を提供する場合の利用料等は、別途費用を徴収する。
- 3 第 1 項及び第 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 指定通所介護及び予防通所事業の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第 14 条 通常の事業の実施地域は、杉並 中・南部とする。

(別紙のとおり)

(契約書の作成)

第 15 条 通所介護及び予防通所事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上

で署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第 16 条 通所介護従事者等は、指定通所介護及び予防通所事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定通所介護及び予防通所事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

（非常災害対策）

第 17 条 指定通所介護事業・予防通所事業は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

- (1) 防火責任者 管理者
- (2) 防災訓練 年 6 回
- (3) 避難訓練 年 4 回
- (4) 通報連絡訓練 年 2 回

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

第 18 条 通所介護及び予防通所事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 19 条 利用者が入浴室等を利用する場合は、職員立会のもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

（情報公開）

第 20 条 センター長は、介護保険制度の適正実施を図るため運営の改善等に努め

事業運営の状況等について利用者及びその家族、地域住民等に情報公開を行うものとする。

また、情報公開の内容については個人情報の保護に十分注意して行うものとする。

(法令の遵守)

第 21 条 施設及び職員は、施設の社会的信頼を維持し、適正な業務遂行を行うため、別に定める「浴風会法令遵守推進規程」に基づき、事業の運営実施にあたるものとする。

(個人情報の保護)

第 22 条 センター長は、別に定める浴風会個人情報保護規程に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱うものとする。

(秘密保持)

第 23 条 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。

(苦情処理)

第 24 条 管理者は、提供した通所介護及び予防通所事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第 25 条 指定通所介護及び予防通所事業の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第 26 条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 2 か月以内
- 2 継続研修 年 2 回以上
- 3 センターは、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人浴風会と第二南陽園在宅サービスセンターの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別紙 第4条関係 職員の員数

1	管理者	1名
2	生活相談員	3名（常勤1名 兼務2名）
3	介護職員	13名（常勤3名 非常勤10名）
4	看護職員	3名（常勤1名 兼務2名）
5	機能訓練指導員	3名（兼務1名）
6	調理員	（委託）
7	運転手	（委託）
8	事務職員	1名

別紙 第14条関係 通常の事業実施地域詳細

- ・環八西側の中央線南側～玉川上水北側
松庵1～3丁目、宮前1～5丁目、西荻南1～4丁目、
久我山1～5丁目、高井戸西1～3丁目
- ・環八東側の神明通南に側～中央高速北側
高井戸東1～4丁目、上高井戸1～3丁目、下高井戸2～5丁目、
永福2～4丁目、浜田山1～4丁目
- ・西部は杉並区内の地域
- ・東部は永福通りの地域